

【別紙2】

新型コロナウイルス感染症対策の追加実施に関する資料

■ひとり親子育て世帯への生活支援特別給付金の支給

○低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

（予算：52,824千円）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得のひとり親子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、食費等による支出の増加の影響を勘案し、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）を支給する。

（対象者）

- ① 令和3年4月分の児童扶養手当が支給される方
- ② 公的年金等を受給しており、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

（支給額）

児童1人当たり一律5万円

（支給予定日）

- 上記①：令和3年5月中
- 上記②、③：申請された月の翌月20日頃